

## 豊田市上下水道局余裕期間制度（フレックス方式）試行要領

### （目的）

第1条 この要領は、豊田市上下水道局が発注する建設工事において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の始期及び終期を設定することができる余裕期間制度（以下「フレックス方式」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### （1）余裕期間

工事を開始するにあたり、受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日の翌日から工事の始期の前日までをいう。

#### （2）標準実工期

発注者が定める工事期間（工事に係る準備期間及び後片付け期間を含む。）をいう。

#### （3）実工事期間

実際に工事を施工するための期間で、受注者が「実工事期間通知書」で発注者に通知した、工事の始期から終期まで（工事に係る準備期間と後片付け期間を含む。）をいう。

#### （4）全体工期

契約締結日の翌日から、発注者があらかじめ定めて特記仕様書に明示した工事完成期限までをいう。

### （対象工事）

第3条 フレックス方式の対象となる工事は、余裕期間を設定しても、工事目的物の供用開始に影響を及ぼさない工事で、かつ、発注者が必要と認める工事とする。ただし、他事業又は他工事の影響により、受注者が工程を計画することができない工事や緊急性のある工事などフレックス方式によることが適当でないとする工事については、この限りでない。

( 余裕期間 )

第 4 条 余裕期間は、標準実工期の 30% を超えず、かつ、4 ヶ月を超えない範囲で設定することができる。

2 余裕期間における現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

3 受注者は、余裕期間の間は、工事（工場製作、測量、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む。）に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備、労働者の手配、照査及び関係者との協議（以下「準備等」という。）は、この限りでない。

4 余裕期間の間に行う前項の「準備等」は、受注者の責任において行うものとする。

5 受注者は、余裕期間の間は、現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐の配置を要しない。

( 全体工期、工事の始期及び終期 )

第 5 条 発注者は、全体工期をあらかじめ定め、余裕期間及び標準実工期を特記仕様書に明示することとする。

2 受注者は、全体工期の範囲内において、休日（豊田市の休日を定める条例（平成元年条例第 61 号）第 2 条に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く任意の日を実工事期間の始期及び終期として設定し、契約締結前に「実工事期間通知書」により発注者に通知するものとする。

3 受注者が前項の規定による通知をしなかったときは、発注者は受注者が全体工期を実工事期間として設定したものとみなす。

4 受注者は、契約締結後に実工事期間の始期及び終期の変更の必要が生じた場合には、発注者と協議のうえ、全体工期の範囲内において実工事期間の始期及び終期を変更することができる。

( 契約関係の取扱い )

第 6 条 フレックス方式を適用する場合における発注者と受注者の契約関係の取扱いについては、次の各号のとおりとする。

( 1 ) 工事請負契約書に記載する工期は、全体工期を記載する。

( 2 ) 実工事期間は、「実工事期間に関する覚書」の定めによる。

( 3 ) 前条第 3 項の規定により、全体工期を実工事期間として設定したものとみなす場合は、発注者及び受注者は、全体工期を実工事期間

として前項の覚書を締結したものとみなす。

- (4) 受注者は、前条第4項の規定により、実工事期間を変更しようとする場合には、「実工事期間変更申出書」を発注者に提出して、発注者に協議しなければならない。
- (5) 発注者及び受注者は、前項の協議の上、実工事期間の変更について「実工事期間変更に関する覚書」を締結するものとする。
- (6) 受注者は、豊田市工事請負契約約款の規定にかかわらず、実工事期間の始期の前日までに「現場代理人・主任（監理）技術者届」を発注者に提出するものとする。なお、現場代理人、又は主任（監理）技術者の兼務を行う場合は、同じく実工事期間の始期、又は兼務する期間の始期の前日までに「現場代理人の兼務届、主任技術者の兼務届、又は監理技術者の兼務届」を発注者に提出するものとする。
- (7) 受注者は、受注時のコリンズ（CORINS）への登録については、実工事期間の始期から起算して10日（休日を除く。）以内に登録するものとする。
- (8) 契約保証の期間は、契約の締結日から実工事期間の終期までとする。
- (9) 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は、実工事期間の始期後速やかに掛金収納書を発注者に提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 フレックス方式を適用することにより増加する費用は、受注者の負担とする。

（工事名）

第8条 フレックス方式を適用し発注する工事は、工事名の末尾に「（余裕期間）」を明示する。

（特記仕様書）

第9条 フレックス方式を適用し発注する工事は、特記仕様書にフレックス方式であることを明示する。

（その他）

第10条 この要領に定めのない事項、又はこの要領の規定により難しい事項については、発注者が必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。